

公益財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人ふるさと島根定住財団事務局（以下「事務局」という。）の組織について必要な事項を定めるものとする。

(組織の構成)

第2条 事務局に総務課、UIターン推進課、地域活動支援課、ジョブカフェ事業課及び石見事務所を置き、その所掌事務は別に定める。

2 事務局に次の職を置き、その職務は次のとおりとする。

職 名	職 務
事務局長	所属職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。
事務局次長	事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代理する。
課 長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、課の事務を掌理する。
石見事務所長	上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、石見事務所の事務を掌理する。
課長代理	課長を補佐し、課長が不在のときは、その職務を代理する。
石見事務所長代理	石見事務所長を補佐し、石見事務所長が不在のときは、その職務を代理する。
参 事	上司の命を受け、事務に従事する。
主 任	
副 主 任	
主任主事	
主 事	
無期管理スタッフ	囑託された業務について、上司の命を受け、所属職員を指揮監督し、担当業務を掌理する。
チーフスタッフ	
無期管理キャリア・アドバイザー	
チーフキャリア・アドバイザー	囑託された担当業務に従事する。
上席キャリア・アドバイザー	
主任キャリア・アドバイザー	
無期専門スタッフ	
専任スタッフ	
無期コーディネーター	
コーディネーター	
無期キャリア・アドバイザー	
キャリア・アドバイザー	
無期企業連携スタッフ	
企業連携スタッフ	
無期スタッフ	
スタッフ	

(委 任)

第3条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成4年9月3日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成16年7月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

改正後の財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

改正後の公益財団法人ふるさと島根定住財団事務局組織規程は、平成29年4月1日から適用する。